

鳥取県バック・アップ型トライアル発注制度実施要綱

(目的)

第1条 県内の中小企業者等が開発し、又は製造する製品等について、県の機関が試行的に発注し、官公庁からの受注実績を作ることにより、中小企業者等の販路開拓を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的として、鳥取県バック・アップ型トライアル発注制度(以下「本制度」という。)を設ける。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号。以下「法」という。)第2条第1項に定める中小企業者及び県内の自治体の誘致により県内に進出した企業をいう。

2 この要綱において「トライアル発注」とは、この要綱に基づき選定された製品等について、県の機関が試行的に発注することをいう。

3 この要綱において「製品等」とは、物品、ソフトウェア、システム及び技術をいう。

(対象となる製品等)

第3条 トライアル発注制度の対象となる製品等(以下「発注対象製品等」という。)は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。ただし、医薬品・化粧品、農水産物、食品・飲料等人が摂取するもの、公共事業での使用を想定するもの並びに以前同一の中小企業者等から申請された製品等及び類似製品等は、発注対象製品等としない。

(1) 県内に事業所を有する中小企業者等が県内で自ら製造し、又は開発したものであること。

(2) 新規性・独創性があること。

(3) 市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること。

(4) 技術の高度化、経営能率の向上、住民生活の利便の増進のいずれかに寄与すること。

(5) 製品等に適用される法令等を遵守していること。

(6) 県の機関における使用の可能性があるものであること。

2 県内の自治体が誘致する企業が、進出協定等の締結により、将来的に前項第1号の要件を満たすこととなる場合は、当該誘致企業が製造し、又は開発した製品等については、当該協定等の締結をもって同号の要件を満たしたものとみなす。

(トライアル発注製品等選定会議)

第4条 本制度を適正かつ円滑に実施するため、発注対象製品等の選定に当たっては、鳥取県トライアル発注製品等選定会議(以下「選定会議」という。)を開催する。

(トライアル発注の実施方法)

第5条 発注対象製品等の募集、選定及び評価は、次のとおり実施するものとする。

(1) 発注対象製品等は、公募する。発注対象製品等として選定を受けようとする中小企業者等は、別に定めるところにより知事に申請する。

- (2) 選定会議においては、申請書類等及び申請者のプレゼンテーションに基づき、応募された製品等が第 3 条の要件を満たすかどうか審査し、発注対象製品等の選定を行う。
- (3) 選定会議により選定された発注対象製品等は、発注対象製品等登録簿（以下「登録簿」という。）に掲載し、県の機関に対し周知を図るものとする。
- (4) 県の機関は、登録簿に掲載された製品等を、予算の範囲内で必要に応じて、当該製品等を製造し、又は開発した事業者（以下「受注者」という。）に発注する。
- (5) 商工労働部産業振興総室は、当該製品等を発注した県の機関の意見等を基にして、使用者の立場からその有用性等について評価を行い、受注者に報告する。

（製品等に関する公表）

第 6 条 本制度における情報（前条第 1 号の申請時以後の情報を対象とする。）の公表については、次のとおり取り扱う。

- (1) 企業名、製品等の名称、製品等の説明、選定会議の内容、購入状況、評価結果等の本制度の実施に関する事項は、原則として公表する。
- (2) 前号の公表により申請者に損失が生じたときは、県はその損失についての責任は負わず、その損失は、申請者の負担とする。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 8 月 1 4 日から施行する。

この改正は、平成 2 1 年 4 月 2 0 日から施行する。

この改正は、平成 2 2 年 6 月 3 0 日から施行する。